

指名競争入札 注意事項付記（委託用）

【予定価格の事前公表をする場合】（設計，測量，地質調査，建築物清掃，警備）

- 1 入札回数は，1回とする。
- 2 予定価格（消費税相当額を含む。）は，指名通知書に記載している。
なお，入札において予定価格以下の価格で申込みできない者は，入札前に辞退することができる。
- 3 予定価格を上回った価格をもって申込みした者の入札は，無効とする。
なお，予定価格は消費税相当額を含んでおり，入札書記載金額との比較は予定価格の110分の100で行うことから，入札書への金額記載にあたっては注意すること。
- 4 最低制限価格は，指名通知書に記載している。
最低制限価格を下回った価格をもって申込みした者の入札は，無効とする。
なお，最低制限価格は消費税相当額を含んでおり，入札書記載金額との比較は最低制限価格の110分の100で行うことから，入札書への金額記載にあたっては注意すること。
- 5 1者を除き全員が入札を辞退したとき，又は全員が無効の入札を行ったときは，本件入札は中止する。
- 6 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち，最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- 7 上記のほか，福岡市水道局契約事務規程第12条各号の規定に該当する入札その他関係法令に違反した者のした入札は無効とする。

【予定価格の事前公表をしない場合】（上記以外）

- 1 入札回数は，原則として2回までとする。
- 2 1回目の入札において落札者がいないときは，1回目の最低入札者の入札価格を読み上げるので，再度の入札において，1回目の最低入札者の入札価格以上の価格をもって申込みした者の入札は，無効とする。
- 3 再度入札において，1回目の最低入札者の入札価格未満の価格をもって入札することができない者は，本件入札を辞退することができる。
- 4 再度入札において，1者を除き全員が入札を辞退したときは，本件入札は中止する。
- 5 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- 6 上記のほか，福岡市水道局契約事務規程第12条各号の規定に該当する入札その他関係法令に違反した者のした入札は無効とする。